

1. 全種目共通に適用する事項

(1) 種目および出場資格

・下記表のとおり

種目	全国大会 選考種目	出場資格
1.一般男子マスターズの部	○	・2025年度内に男性45才以上、女性35才以上となり、 ・武階不問。男女の場合は男子の部。
2.一般女子マスターズの部	○	・2025年度内に両名とも35才以上となる者。 ・武階不問。
3.一般男子五段以上の部	○	・2025年度内に両名とも13才以上となる者。
4.一般男子三段、四段の部	○	・大学、高校、中学校の少林寺拳法部に所属の者は出場「不可」。 それ以外であれば組み合わせは不問。(社会人同士、社会人と学生、学生同士等)
5.一般男子初段、二段の部	○	・拳友会、支部と少林寺拳法部の組み合わせは「不可」 ・両者同じ武階もしくは1武階差までとする。
6.一般女子三段以上の部	○	※男子は両名とも五段以上、女子は両名とも三段以上の場合は武階差は不問。 ※武階の組み合わせは別に定める。
7.一般女子初段、二段の部	○	・男女の場合は男子の部。
8.中学,高校,大学生男子有段の部	○	・2025年度内に両名とも13才以上となる者。 ・大学、高校、中学校の少林寺拳法部に所属の者であれば組み合わせは不問。 (社会人同士、社会人と学生、学生同士等) ・学校少林寺拳法部以外の所属の者は出場「不可」。
9. 中学,高校,大学生女子有段の部	○	ただし、拳友会、支部と少林寺拳法部の組み合わせは「可」 ・両者同じ武階もしくは1武階差までとする。 ※武階の組み合わせは別に定める。 ・男女の場合は男子の部。
10.一般男子1級、2級、3級の部	○	・2025年度内に両名とも13才以上となる者。
11.一般男子4級以下の部	○	・大学、高校、中学校の少林寺拳法部に所属の者は出場「不可」。 それ以外であれば組み合わせは不問。(社会人同士、社会人と学生、学生同士等)
12.一般女子1級、2級、3級の部	○	・拳友会、支部と少林寺拳法部の組み合わせは「不可」 ・両者が級拳士であれば、武階差は不問。例:1級と6級は1,2,3級の部
13.一般女子4級以下の部	○	・男女の場合は男子の部。
14.中学,高校,大学生男子級拳士の部	○	・2025年度内に両名とも13才以上となる者。 ・大学、高校、中学校の少林寺拳法部に所属の者であれば組み合わせは不問。 (社会人同士、社会人と学生、学生同士等) ・学校少林寺拳法部以外の所属の者は出場「不可」。
15.中学,高校,大学生女子級拳士の部	○	ただし、拳友会、支部と少林寺拳法部の組み合わせは「可」 ・両者が級拳士であれば、武階差は不問。 ・男女の場合は男子の部。
16.小学生の部	○	・両者とも小学生である者。 ・武階、性別不問。
17.一般団体の部		・2025年度内16才以上となる者で6名か8名で組む。補欠2名登録可。 ・武階、性別は不問。
18.中学生団体の部		・中学生で6名か8名で組む。補欠2名登録可。 ・武階、性別は不問。中学生以外の編成は認めない。
19.小学生団体の部		・小学生で6名か8名で組む。補欠2名登録可。 ・武階、性別は不問。小学生以外の編成は認めない。
20.親子の部	○	・子どもは中学生以下に限る。両者とも武階、性別は不問。 ・祖父母と孫の組み合わせも認める。三人掛不可。
21.夫婦の部		・武階、年齢は不問。
22.マイシードの部	○	・別に定める。
23.小学生単独演武の部		・小学生以下。武階、性別不問。
24.一般男子単独演武の部	○	・2025年度内に13才以上となり、性別条件を満たす者。
25.一般女子単独演武の部	○	・2025年度内に13才以上となり、性別条件を満たす者。
26.修練発表の部		・武階、年齢、性別、組み合わせ、人数すべて不問。
27.論文の部	○	・別に定める。

(2) 出場者は、一般財団法人少林寺拳法連盟会員規程に基づく義務を果たしていること。

・2025年度現役会員

(3) 少林寺拳法競技規則、少林寺拳法審判規則に基づき実施する。

・少年部・中学生で禁止されている受身、武階相当技、禁止技、攻撃技等

・「2022～2025年度考査員審判員講習会資料」を十分に確認すること。

(4) 出場種目は、組演武種目の複数兼ねての出場は認めない。

・出場種目は、原則として1人1種目とするが、複数兼ねて出場する場合は以下の通りとする。

①組演武、単独演武、修練発表の部から1種目

②団体演武種目から1種目

③論文の部

④マイシードの部(介助者としての出場)

(5) 演武者の組み合わせは、神奈川県連盟内であれば所属(支部、少林寺拳法部、拳友会)は不問とする。

(6) 組演武種目(修練発表の部を除く)については、3人掛けは不可とする。

(7) 武階が指定されている種目については、指定の武階の拳士と組み、該当する種目に出場することを原則とするが、以下に限り、異なる武階の組み合わせを認める。

①一般男子五段以上

・両者同じ武階、または以下の組み合わせとする。

・五段との組み合わせは四段以上とする。(下位は四段まで)

・両名とも五段以上の場合、武階差は不問とするが、それ以外は武階差は1階級まで。(例: 六段と四段不可)

②一般男子三段、四段

・両者同じ武階、または 三段と四段の組み合わせとする。

・三段と二段の組み合わせのみ認める。(下位は二段まで)

・武階差は1階級まで。(例: 四段・二段は不可)

③一般男子初段、二段

・両者同じ武階、または以下の組み合わせとする。

・初段拳士との組合せは3級から初段とする。

・二段拳士との組合せは初段から二段とする。

④一般女子三段以上の部

・両者同じ武階、または以下の組み合わせとする。

・三段との組み合わせは二段以上とする。(下位は二段まで)

・両名とも三段以上の場合、武階差は不問とするが、それ以外は武階差は1階級まで。(例: 四段と二段は不可)

⑤一般女子初段、二段の部

・両者同じ武階、または以下の組み合わせとする。

・初段拳士との組合せは3級から初段とする。

・二段拳士との組合せは初段から二段とする。

(8) 服装、防具等について

・服装は、「服装規定」に準じる。なお規定に違反した場合は失格とする。

・相手または自身に危険を及ぼすような物は、一切身に付けてはならない。

※金属・プラ製等の髪留め、装飾品(ネックレス、指輪、イヤリング等)、法器、武器等

・眼鏡等(サポーター含む)の着用について

※眼鏡等を着用しての出場に関する誓約書の提出は不要とする。大会開催中のメガネ等の着用に起因する事故が発生した場合は、自己の責任であることを承諾して出場しているものとする。

※演武中に眼鏡等(サポーター含む)が外れた場合は、「危険を及ぼすもの」と判断し、演武を止めて、失格とする。

※髪留めはゴム製のみ。

※負傷箇所の保護目的以外のサポーター、テーピングは使用禁止。(点呼時のスタッフ並びに、コート担当主審へ報告すること)

・胴の使用は認める。(少林寺拳法連盟公認防具のみ)

(9)有段者の種目の使用科目は、次記の通りとする。

・武階の異なる拳士と組む場合を含めて、各々の武階に応じた範囲までとする。

例)三段の拳士が二段の拳士と組む(二段、三段の部出場)

三段の拳士が守者の際は、三段で習得する科目(四段科目)まで

二段の拳士が守者の際は、二段で習得する科目(三段科目)まで

※攻撃については、守者の使用する科目に合わせ、武階に関する制限はない。

※五段・六段科目「羅漢圧法」の単独技としての使用は不可。

(10)級拳士の使用科目は、次記の通りとする。

・少年部見習、8級、7級の拳士は、6級までの科目を使用できる。

※少年部6級～初段については、例外事項は認めない。

・一般拳士6級～4級は、3級科目まで使用できる。

・一般拳士3級～1級は、初段科目まで使用できる。

(11)男女の組による組演武について

攻者、守者の指定、極めの指定は無し。

(12)本大会までに昇格・昇級した場合も、申込通りの種目・武階・帯で出場すること。

2. 「一般団体」「中学生団体」「小学生団体」に適用する事項

(1)団体1組につき、1名か2名の補欠申し込みをすることを推奨する。

大会当日までに正規出場者が何らかの理由(傷病等)により出場できなくなった場合のみ、補欠への交代を認める。補欠が出場する場合は、出場組の所属長より、速やかに大会事務局へ連絡する。

8名でエントリーしている団体が、大会当日までに2名を取消し、6名で演武することは認める。7名で演武することは認めない。6名でエントリーしている団体が5名で演武することは認めない。

(2)演武構成

・1構成目と6構成目は単独演武、2～5構成目は二人一組での組演武を以て編成する。

この条件に合わないときみなされた場合は総合点から10点減点される。

・団体演武で用いる単独演武は、以下の単演基本法形より選択し、一方向のみ行う。

天地拳第一～六系、義和拳第一、二系、龍王拳第一、三系、龍の形(逆小手単演)、紅卍拳、白蓮拳第一系

・各構成の動きは各組が同一の動きを行う。各組が違う動きをしているときみなされた場合は総合点から10点減点される。

・小学生団体は、演武者が号令・気合を合図として用いることを認める。

・小学生団体に少年初段の拳士がいる場合、使用できる技は、少年部禁止技を除く一般二段科目までとする。

・実際に、コートで演武する拳士の資格に応じた科目を使用する。

※違反は、資格外科目の使用として総合点より10点減点とする。

※補欠拳士の資格は、考慮されない。

3. 少年組演武に適用する事項

(1)自由組演武とする。

ただし、武階の違う者同士が組んだ場合、錬成大会の規定演武をおこなうと資格外の技を使用したということで、減点对

象(⇒注意が必要)

(2)「親子の部」

- ・演武時間は、1分～1分30秒以内とする。
- ・子供が技の極め、固めを行う。子供に対する逆技(極め、固め、投げ)は禁止する。
違反した場合は少年部禁止技と同様に総合点から15点減点とする。

4. 「マイシード」に適用する事項

(1)参加資格

- ・障がい者であることを示す各種の交付、または医師より障がいの診断を受けている者
※障がい及び度合は不問。
※年齢、性別は不問。
- ・引率責任者が終始同伴できること。(開会式等の整列時や演武実施時のコート待機も含む)

(2)演武内容

- ・単独演武、組演武、団体演武のいずれも認める。
※組演武においては、健常者との組み合わせを認める。
※介護者同伴の演武を認める。
※三人掛も認める。
※演武に際し、車いす・杖等の補助器具の使用を認める。
※武器・法器の使用は認めない。
- ・演武は発表のみとし、採点・点数表示は行わない。

(3)参加資格の確認

- ・大会運営上、必要に応じて、大会実行委員会より出場者の状況について、所属長に問い合わせをすることもあります。

(4)注意

- ・本種目の対象者は、本大会において「マイシードの部」以外へのエントリーは認めません。(介助者を除く)。
- ・大会会場においては、応急措置を行うこともできますが、症状によって救急病院での診察・治療も想定し、治療に要するものを携行してください。

5. 「論文」について

(1)テーマ次記A～Dの中から、テーマをひとつ選択し、下記要領に沿って作文を提出する。

提出された作文を事前審査し、大会当日は優秀者の論文発表を行う。

- A 少林寺拳法を初めてからの自分の変化について
- B 平和のために私ができること
- C (身近な)理想境を創るための実践例について
- D この時代に少林寺拳法をどう活かしていくか

- ・内容は、少林寺拳法修練または社会での実践活動に基づく結果(事実・出来事)からの評価、研究または考察であること。(仮説だけで終始しない。)

(2)申込要領

- ・上記A～Dのいずれかのテーマを選択の上、テーマに基づいて 作文弁論発表できる文言で執筆し、5月31日(必着)までに大会事務局に郵送またはE-Mail にて原稿を送付する。
※執筆 内容(文言)と弁論発表が異なることは認めない。
- ・提出された作文は返却いたしません。必要に応じて各自で複写物等を保管してください。

(3)作文の仕様

- ・下記原稿用紙にて、表紙1枚、本文4枚以内で作文する。
- ・用紙は、A4サイズ 縦書き(原稿用紙横) 20字×20字(1枚400字詰め)を使用する。
既定サイズ以外の用紙は受け付けない。
- ・原則、参加者本人による手書き、またはワープロ出力にて作成。代筆が必要な場合は、大会事務局へ申し出て、別途理由書を提出する。
- ・手書きの場合は、楷書にて丁寧に筆記し、コピーをしても明瞭であるよう文字は大きく濃く書き、原本を提出のこと。判読しづらい場合は、減点することもある。
- ・表紙には、テーマ、所属名、氏名、フリガナ、武階、年齢を記入する。
- ・本文は、1行目にテーマ、次の行より本文を書き始める。
- ・ページ数をつけ、表紙と共にクリップで綴じる。(ホチキス止め禁止)

(4)選考方法

- ・1次選考 提出された作文を事前審査し、上位3名を選考する。(6月8日までに所属長へ連絡)
- ・2次選考 6月15日に選考された3名で弁論発表を行い1名を最終選考する。
- ・大会当日は最終選考者1名の弁論発表を行う。

6. 「宙で回転する受身」に適用する事項

(1)「一般男子マスターズ」「一般女子マスターズ」及び「中学生と組んで出場する種目の中学生」について

- ・「宙で回転する受身」を禁止とする。
- ・「宙で回転する受身」を使用した場合は15点減点。
- ・「一本背投」「肩車」に対して大車輪を用いて両足で着地する受身は使用可。

(2)上記(1)以外の各種目について

- ・「宙で回転する受身」について、減点対象となる事項を設ける。
受身が不十分で危険を伴う内容とみなされた場合は総合点より5点減点とする。
また、攻防に適合していない(守者の体捌き、並びに技の成立条件が不十分な状態で自ら無理に飛ぶ)「宙で回転する受身」は該当する構成の技術度の採点より、各審判員が1点減点とする。
- ・体の側面から落下している、背中、臀部から落下しているものなどは受身が不十分とみなす。
- ・受身が不十分であると疑義が生じた場合は、該当コートの審判員の協議を行う。
- ・攻防に適合していない(自ら無理に飛ぶ)「宙で回転する受身」は各審判員の判断による。

7. 単独演武に適用する事項

(1)「一般男子単独演武の部」「一般女子単独演武の部」について

- ・自由単独演武とする。
- ・資格外科目の使用があった場合は総合点より10点減点とする。

(2)「小学生単独演武の部」について

- ・演武内容は全日本少年少女武道(少林寺拳法)練成大会の規定演武とし、演武時間の計測は行わない。
ただし、少年部初段の拳士は以下の単演基本法形から六つ(重複不可)を選択して構成する。
天地拳第一～六系、義和拳第一、二系、龍王拳第一系、三系、逆小手単演、白蓮拳第一系、紅卍拳

8. 修練発表の部

- ・競技としてではなく、発表として行う。
- ・順位づけはせず、コートでの点数表示のみとする。

9. その他

(1) 大会中止の可能性について

政府、行政、その他関係機関からの要請等、また天災の発生またその予測により大会運営に影響を生じると判断した場合は、急遽大会が中止になることもあります。

その場合、大会に掛かる全ての諸費用については、自己負担となります。

(2) 傷害保険について

出場者は、傷害保険等に必ず加入してください。また引率者においても傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に加入してください。

なお、新型コロナウイルス感染症は、スポーツ安全保険の適用対象外であり、本大会主催者は本大会に関わる全ての人の新型コロナウイルス感染症の感染に対する、いかなる責任も負いません。

以上